

監 査 公 表 4 号

令和3年3月17日

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 土 屋 晴 巳

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

地域振興部

地域づくり推進課（各支所、各市民センターを含む。）、文化スポーツ課、
観光交流課、動物園

2 監査の範囲

令和2年4月（一部平成31年4月）から令和2年10月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和2年12月14日（月）から令和3年3月15日（月）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

地域づくり推進課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	寄付の受納について、周南市職務権限規程に基づいた決裁がされていないものがあった。
	措置状況	今後は職務権限規程に基づいた決裁を行います。

(2) 収入事務

ア	指摘事項	使用料について、調定年度を誤っているものがあった。
	措置状況	今後は適正に調定処理を行います。

イ	指摘事項	使用料について、収納手続きが適切に行われていないものがあつた。
	措置状況	今後は適正に収納処理を行います。

(3) 契約事務

ア	指摘事項	周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に見積合わせが執行されているものがあつた。
	措置状況	今後は年度開始後に見積合わせを執行します。

動物園

(1) 収入事務

ア	指摘事項	使用料について、納入通知書に納期限の記載がないものがあつた。
	措置状況	今後は適正に記載します。
イ	指摘事項	自動販売機取扱料の免除について、適正な手続が実施されていないものがあつた。
	措置状況	今後は適正な手続を実施します。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に見積合わせが執行されているものがあつた。
	措置状況	今後は年度開始後に見積合わせを執行します。